

許可地域内における許可の基準

広告物は、その種類ごとに基準があります。詳細はあらかじめ市にお問い合わせください。

色彩基準等

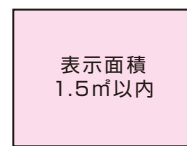
次の基準は新発田市内に設置する全ての広告物に適用となります。

- 色彩を含め景観に配慮した秩序あるものであること
- 蛍光塗料又は反射塗料を使用しないものであること

規格基準

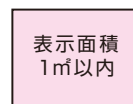
1. はり紙

- 表示面積は1.5㎡以内であること



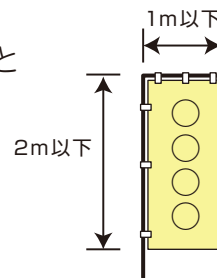
2. はり札等

- 表示面積は1.0㎡以内であること



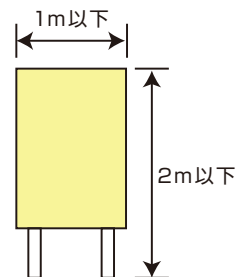
3. 立看板等

- 大きさは縦2 m以下、横1 m以下であること



4. 広告旗

- 大きさ（支柱を除く）は縦2 m以下、横1 m以下であること



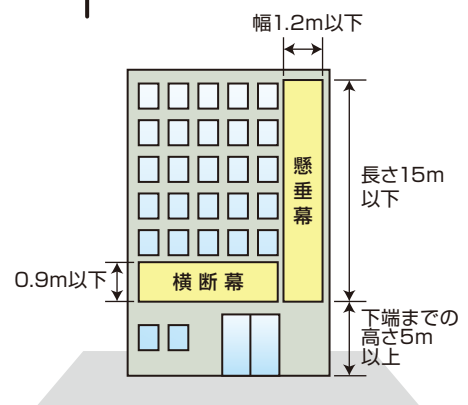
5. 横断幕・懸垂幕

(1) 横断幕

- 大きさは幅0.9m以下であること
- 広告物等の下端までの高さは地上から5 m以上であること
- 外周に風圧に耐える措置が必要

(2) 懸垂幕

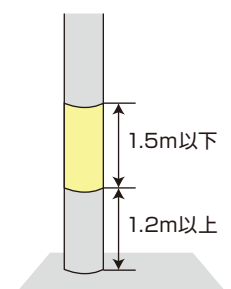
- 大きさは長さ15m以下、幅1.2m以下であること
- 広告物等の下端までの高さは地上から5 m以上であること
- 外周に風圧に耐える措置が必要



6. 電柱類広告

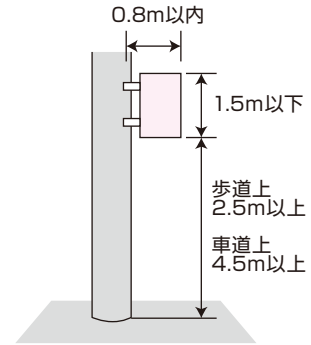
(1) 巻き付け、又は直接塗装するもの

- 表示個数は柱1本に1個以内であること
- 長さは1.5m以下であること
- 広告物等の下端までの高さは地上から1.2m以上であること



(2) そで付けにするもの

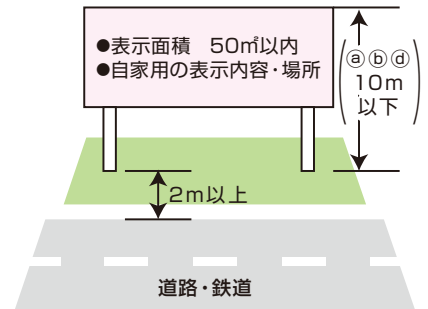
- 表示個数は柱1本に1個以内であること
- 長さは1.5m以下であること
- 突出幅は0.8m以内であること
- 広告物等の下端までの高さは
歩道上の場合、地上から2.5m以上であること
車道上の場合、地上から4.5m以上であること
- 原則として道路の外側に掲出すること



7. 野立広告板、野立広告塔

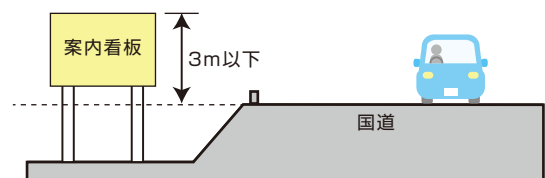
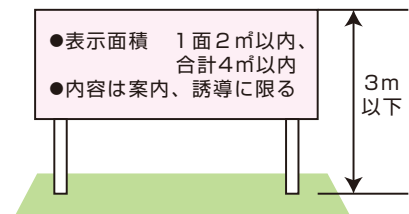
(1) 自家用広告物等で適用除外となるものの以外のもの

- 表示面積は50㎡以内であること
- 道路、鉄道等（条例第7条第9号）の敷地境界線から2m以上離れていること（用途地域及び家屋連たん区域を除く）
- 高さ
 - ㉑「新発田城周辺区域、寺町・清水谷周辺区域」
 - ㉒「公共施設区域」は地上から10m以下であること
 - ㉓「沿道景観エリア」は地上から10m以下であること。ただし、次のいずれかに該当する場合は地上から15m以下とする
 - ア. 30㎡以内のもの
 - イ. 複数の事業者が共同で表示し、又は設置するもの



- 交通上の見通し及び道路標識の視認性を妨げないこと
- (2) 案内板（内容は案内でもこの基準を満たさないものについては、(3m)のその他の野立広告となる場合があります）

- 1営業所につき2個以内であること
（表示・設置しようとする場所から施設までの間に3箇所以上の交差点があり、かつ、2個以内では案内が困難な場合は4個以内であること）
- 表示面積は1面2㎡以内で、かつ合計4㎡以内
（複数の営業所が共同で設置する場合は、この基準に加え1面10㎡以内で、かつ合計20㎡以内であること）
- 高さは地上から3m以下であること
（設置面が道路面よりも低い場合は道路面から3m以下であること）
- 内容は案内、誘導に限る（宣伝は不可）
- 交通上の見通し及び道路標識の視認性を妨げないこと
- 道路上に突き出さないこと



(3) その他の野立広告（案内板も1面2㎡を超えるものはこの基準を満たす必要があります）

●表示面積は30㎡以内であること

（日本海東北自動車道路の敷地境界線から300mを超え500m以下の許可地域の場合、50㎡以内であること）

●高さ

①「新発田城周辺区域、寺町・清水谷周辺区域」

②「公共施設区域」 ④「沿道景観エリア」は10m以下であること

●広告物等の相互間の距離

■日本海東北自動車道路の敷地境界線から300mを超え500m以下の許可地域の場合（用途地域及び家屋連たん区域を除く）

◆他の広告物との距離が300m以上離れていること

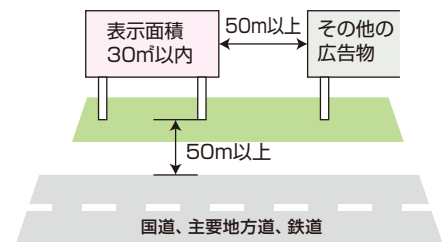
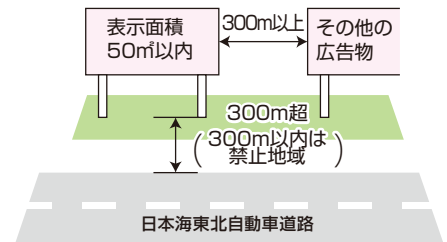
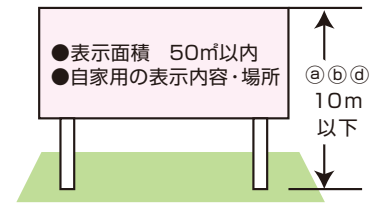
■国道、県道のうち主要地方道及び鉄道の敷地境界線から100m以下の許可地域の場合（用途地域及び家屋連たん区域を除く）

◆他の広告物との距離が50m以上離れていること

●表示又は設置位置

■国道、県道のうち主要地方道及び鉄道の敷地境界線から100m以下の地域の場合（用途地域及び家屋連たん区域を除く）

◆道路又は鉄道等の敷地境界線から50m以上離れていること



8. 屋上広告

●高さ

①「新発田城周辺区域、寺町・清水谷周辺区域」

広告物等の上端までの高さは地上から12m以下。広告物等の高さは、地上から広告物等を設置する箇所までの高さの3分の2以下であること

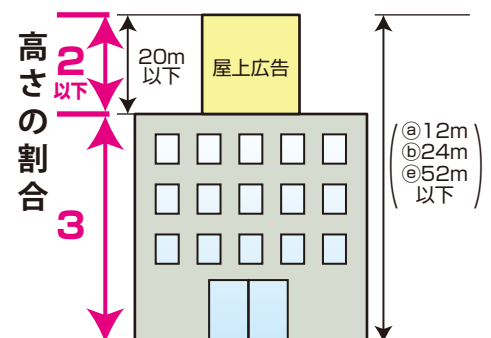
②「公共施設区域」

広告物等の上端までの高さは地上から24m以下。広告物等の高さは、地上から広告物等を設置する箇所までの高さの3分の2以下であること

③「①、②以外の区域」

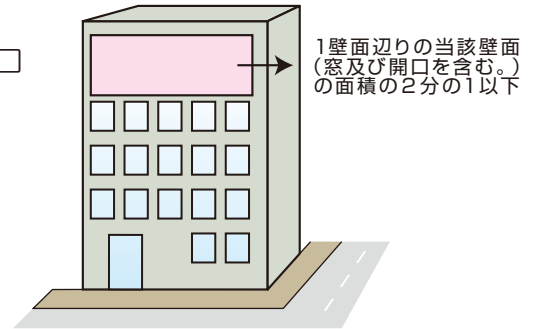
広告物等の上端までの高さは地上から52m以下。広告物等の高さは20m以下で、かつ、地上から広告物等を設置する箇所までの高さの3分の2以下であること

●表示面積は30㎡以内（鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の建物を利用する場合を除く）であること



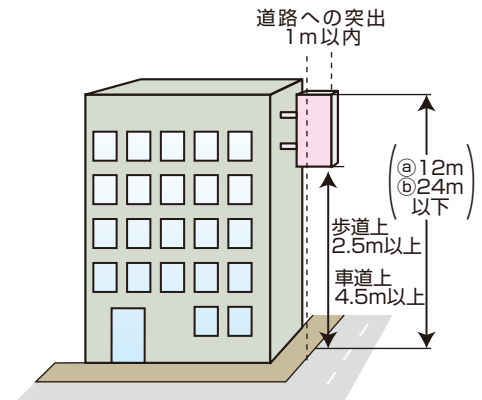
9.壁面広告

- 表示面積は1壁面当たり当該壁面（窓及び開口部を含む）の面積の2分の1以下であること
- 壁面の端から突き出さないものであること
- 窓又は開口部をふさがないものであること



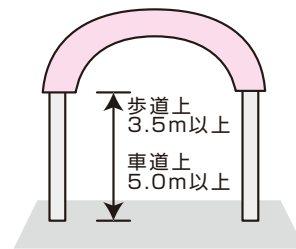
10.突出広告

- 1壁面につき3個以内であること
- 道路への突出幅は1m以内であること
- 広告物等の上端までの高さ
 - ①「新発田城周辺区域、寺町・清水谷周辺区域」は地上から12m以下であること
 - ②「公共施設区域」は地上から24m以下であること
- 広告物等の下端までの高さは
 - 歩道上の場合、地上から2.5m以上であること
 - 車道上の場合、地上から4.5m以上であること



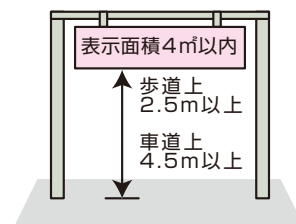
11.アーチ広告

- 広告物等の下端までの高さは
 - 歩道上の場合、地上から3.5m以上であること
 - 車道上の場合、地上から5.0m以上であること



12.つり下げ広告

- 表示面積は4㎡以内であること
- 広告物等の下端までの高さは
 - 歩道上の場合、地上から2.5m以上であること
 - 車道上の場合、地上から4.5m以上であること



13.アドバルーン

- 長さ10m以下、幅1.5m以下の布片等を表示し、主綱に十分緊結するものであること
- 掲揚中に建物等に接触しないものであること

